

(様式第1号)

平成25年度 第4回芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会 会議録

日 時	平成25年11月28日(木) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室
出席者	委員長 大方 美香 副委員長 寺見 陽子 委員 下岡 きみ代 委員 飯田 眞美 委員 山本 眞 委員 安里 知陽 委員 有馬 直美 委員 藤原 寛子 委員 英 真希子 委員 半田 孝代 委員 末谷 満 委員 津村 直行 欠席委員 金光 文代 伊田 義信  事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主幹 高橋 弘美 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰
事務局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公開
傍聴者数	4人

## 1 会議次第

### <開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

### <議題>

- (1) 山手圏域のグループ型家庭的保育事業について
- (2) 精道圏域のグループ型家庭的保育事業について
- (3) その他連絡事項

### <閉会>

閉会の挨拶

## 2 提出資料

- 資料1 芦屋市グループ型家庭的保育事業業務委託法人の審査と決定について  
資料1別紙 グループ型家庭的保育事業のご案内  
資料2 保育需要率の年度別推移  
資料3 平成25年度4月新規保育所申込み状況及び入所状況

## 3 審議経過

### <開会>

- (1) 開会の挨拶

**【委員長よりあいさつ】**

- (2) 会議運営上の説明

**【事務局より会議運営上の説明】**

(委員長) 議事に入る前に本日の資料の説明，確認をします。

**【事務局より資料説明】**

### <議事>

- (1) 山手圏域のグループ型家庭的保育事業について

(委員長) それでは次第をご覧くださいまして、今日の議題1の山手圏域のグループ型家庭的保育事業について事務局からまず説明をお願いいたします。

**【事務局より山手圏域のグループ型家庭的保育事業について説明】**

(委員長) ありがとうございました。今保育課長から詳しい説明をしていただいたのですが、何かご質問などございますでしょうか。

- (副委員長) ここに入所した人がその後保育所に入るときの順番についても確か課題になっていたと思います。何かご報告がありますか。
- (事務局) 待機児童解消の対策と位置付けておりますので、入所されたとしても待機の状態には変わりありません。入所できる順番を決める指数については同じ指数をそのまま持った形でお待ちいただきます。順番が回ってきましたら、認可保育所のご案内をさせていただきます。
- (副委員長) 途中であっても空けばそちらへ移行できるということですね。ありがとうございました。
- (委員長) 仮に15名埋まっていて待機児童の方がまだいらっしゃったとしたら、16人目の方はここにも入れず待っているとして、一人空くと一人入るといった押出しのようになっていくわけですね。ということは、かなり子どもの出入りの多い運営になりますね。
- (事務局) 通常保育の場合も年度途中で保護者の転勤などがありますので、それと同じような形で、空いたら指数の上の方からご案内することになります。
- (委員長) そのところのあり方というのは、実施法人はご理解されているのですか。
- (事務局) それは説明しております。
- (半田委員) 具体的に1年に何人くらい動くとかそのあたりはまだ全然わかりませんよね。
- (委員長) そのときの状況によって変わるので想定するのは難しいと思います。
- (半田委員) 子どもさんのことを考えると、入った途端に空いたからずっと動かされるというのはどうかと思います。
- (津村委員) こちらから移ってくださいというのではなくて、どうされますかのご家族の希望をお聞きします。
- (副委員長) その時に、「やはりこのままいます」となったらその順位が変わってくるということですね。その人が卒園されるときに入る順番がどうなるのか。流動的になるわけですね。
- (事務局) 希望された方の園をご案内しますので、空いたところにご案内するのと、こちらの家庭的保育事業につきまして、保護者のご要望を聞きますので、「私は通常保育の待機をします」という方も何名かいらっしゃると思います。すべての方が家庭的保育事業に申し込まれることはないかと考えております。
- (副委員長) いろいろな状況が起こった時に、行政として説明可能な状況を作っておく必要があると思います。保護者の意向が優先になると思いますので、私は今回動きませんとなった時に、今度新たに保育所を希望した時に自分の順番が回ってこないという事態にはならないですか。
- (事務局) ならないです。
- (副委員長) それならいいのですが。そのあたりが保護者によって今度は条件が変わってくることになると思うので、いろいろとトラブルにならないかと少し不安です。
- (事務局) ご自分の意思で辞退される方もいらっしゃいますので、その場合は次に回させていただきます。
- (副委員長) それともう一つ、そういった事柄をこの前の審査委員会の時に付帯条件として書いて知らせていただきたいということをお願いしていたのですが、その辺りのご案内は書面で交わされているのですか。
- (事務局) 書面でといたします。
- (副委員長) 書面というよりも、会議で出た条件等の内容を、付帯条件として決定通知書を送られる際にお知らせしていただけたらというお話しをしたように思ったのです。

が、その辺りはいかがでしょうか。

(事務局) 運営につきましては、今開園に向けての条件付きで打合せを何回もさせていただいて、こちらの待機状況や入所のやり方など、そのあたりは説明をして準備していただいています。

(副委員長) 合意を得た内容を書面で残していただいた方がよいのではないのでしょうか。

(事務局) 委託で選んだ業者は仕様書に記載させていただいたものがありますので、そのあたりについては内容を全部打合せでさせていただきます。

(半田委員) 健全に運営されているかどうかを行政がチェックする期間はどのくらいですか。

(事務局) 具体的に何週間に1回、月に1回とか決まりはないのですが、こちらの担当者がお邪魔して業務に従ってやっているかということを見させていただきます。

(藤原委員) 先ほど説明の中で、保育士さんの基礎研修を行われているということでしたが、免許は持っているけれども結婚されて家庭におられてまったく保育士の経験のない方もおられるので、そうではなくてどこかで保育士なり幼稚園の先生なり、幼児教育に関わっておられるような方をやはり選考されておられますか。

(事務局) こちらの会社自体が大阪や堺などで家庭的保育事業を実際にしており、その研修センターで受け持っています。また研修実績は自分のところで主催してできるくらいですので、人材については自信を持っておられます。ベビーシッターとかそういったところから始まった業者で、そのあたりの実績はありません。

(英委員) 実際に児童と保育士は何対何ですか。3グループに分けてというお話しをされていましたが。

(事務局) 3人に1人の割合でつけることとなっておりますが、1グループ5人を想定しているので2人はつくこととなります。現在の認可基準が0歳の場合、3対1で決まっております。それに準じたような基準になっています。

(英委員) 児童2人のグループができるとしたら、そのときにつく保育士は1人でしょうか。

(事務局) あくまでも3人に1人。補助者がつくと、5人に2人つくという計算です。

(安里委員) これは入所待ちの人が入ることができるのですよね。ということは、1月から始まるので、現在待機している保護者の方に、こういったところが1月からあるので申し込まれますかという案内はされるのですか。

(事務局) 先日、ご案内の文書を出しました。また、新年度の募集は12月2日から20日で募集をする予定です。

(安里委員) 12月に募集する人の申込書には、1歳児で該当の生まれの子どもたちの場合は、この施設も第一希望として入れることはあるのですか。

(事務局) これとは別になっていて、認可保育所は認可保育所で申し込んでいただいて、この分は25年度の事業になりますので、25年度の申し込みをして待機になっている方が対象となります。

(安里委員) 4月以降は、26年度の申し込みをされて新たに待機になった人はこの事業から除外するのではなくて、どんどん加わっていくとうことですね。

(事務局) はい、そうです。

(有馬委員) 定期的に確認に行かれるということなのですが、確認の基準、項目はありますか。

(事務局) 項目につきましては、保育の専門の者ということで、保育所長会や事務局に保育士がおりますので、その者と調整して現在検討中です。

(下岡委員) どのようなことが考えられるかということがありましたので、現場からの意見を原案としていただくという前提で、命に関わることですので細かすぎるかなというところまで挙げてはいます。0歳児、1歳児、2歳児ですと3月31日生まれの子と4月2日生まれの子とでは極端に言えば2歳変わってくる子もいますので、5人グループを決める時に月齢のこと、また月齢だけではなく発達の違いもありますし、もしかしたらそこに緩やかな配慮の必要な子どもさんもいらっしゃるかもしれません。先ほどから何対何かということをしごく心配されていると思います。あまり手のかからない5人グループのときもあれば、保育士が3人かからなければならぬグループのときもあるので、お互いにきちんと情報共有がされ、伝染病がはやった時の対処法も含めて、臨機応変な対応ができる運営をされていかれることを望んでいます。

(半田委員) 外部に第三者評価を依頼してされるところもありますが、そういったところはやはり身内意識がないので、気にせず細かいところまで書かれてありますよね。チェックするのは第三者評価だと公平な面で見られるのかなと。

(下岡委員) 逆にチェック項目の原案を出している時に、自分のところできているかなと確認できて、私たちもチェックを担うことへの責任というものをしごく感じた次第です。第三者評価が入ることが本当は一番公平だとは思いますが、今回のこのことに関しては、一応現場の意見としては挙げさせていただきました。

(事務局) 県の健康福祉事務所の方が、事務監査ということで定期的に入ります。

(副委員長) 監査と第三者評価は違います。ポピンズに毎回第三者評価を受けてもらうということを決めたことに条件を付けるという方法もあると思います。私の今までの経験では、必ず第三者評価を受けて受託するように条件をつけてきたのですが、しなければならないことではありません。

(津村委員) 最初の募集の段階で、募集要件に入れていないので、今の段階でそれを条件化することは非常に難しいと思います。

(委員長) 募集要件に書いていないといけませんね。

(津村委員) 今回の募集ではそういった条件を付していません。今回はあくまで業務委託という方式なので、この業務をやってくださいと事業者の雇用している職員に対する指揮命令や注意をするのは、市であってもできません。あくまでも主体の事業者に対して申入れをして、ここを改善してくださいということになりますので、整理をする必要があると思います。今おっしゃった第三者評価というものは我々としては非常に重要視しています。今いろいろな規制改革がされ、株式会社の参入が認められた経緯がある中で、個別具体的に今のような条件を付すということではなくて、株式会社のような主体が参入する際には、第三者評価であるとか、株式会社の場合であればそこで上がった収益が株主配当に回されたりというような問題も抱えていますので、国の制度としてそういったことを義務化すべきだと考えております。今月14日に丹波、篠山も含めた阪神九市の福祉部門、こども政策の関係者の部長級職員の会があり、本市からそういった課題を仕組みとして国において作ってほしいという要望を九市の総意として県を通じて申し入れをしたいと提案させていただきました。今後芦屋を中心に、西宮、尼崎等の近隣市と調整をした上で、九市にもご意見をいただきながら九市連名で県を通じて申出をしたいと思っております。今の問題というのは本市だけが抱えるのではなく、全国的にも様々な状況がありますので、そういった取り組みも並行して進めているということをご理解いただきたいと思います。

(副委員長) おっしゃる通りだと思います。これは義務付けられているものではなく、施設の自主的な運営の中でされることなので、第三者評価を受けなければならないとは確かに言えません。ポピンズは全国的にそれなりのネットを持ったところなのでまず心配はないと思いますが、芦屋市から委託事業へそのような配慮をしていただきたいと申し入れることはできるのではないかと思います。今後、ポピンズのようなところばかりでなく、一般の方々をお願いする場合もあるかと思うので、そういった意味では第三者評価も一つの方法というような視点をお持ちいただけたらと思います。

(半田委員) 第三者評価を受けているということが信頼につながるということもあります。

(副委員長) 第三者評価もネットに載せて、ある意味PRにも使われているようなところもありますね。

(半田委員) 今はポピンズしかいないから良識にお任せになっていますが、競争になれば、次はこういった第三者評価の判定がいきますということができればと思います。

(副委員長) 芦屋市では第三者機関をどのように設定されているのでしょうか。

(津村委員) 本市のどの部分ですか。

(副委員長) 保育、福祉部門です。

(津村委員) 保育部門は行っておりません。高齢者部門についてはそういった仕組みができています。

(副委員長) その延長として、社会福祉協議会が保育部門の方も第三者評価機関をつくられていたり、一般の企業ではないけれど、たくさんの一般の団体があります。

(津村委員) 高齢者ベースでいうと、例えば、市に指定権限がある地域密着型サービスについては、地域密着サービスの運営委員会というものをもって、行政の職員、地域の方、市民の代表の方を含めた委員会を設けて、業者選定に関わったり、定期的に事業者から運営状況の報告を受けて、指導等を行うという仕組みができあがっています。国の一定の基準の中でそういった運営の仕方がされているわけですから、保育にかかる部分についても同じようにあるべきだと考えています。これからやっとなんかそういった要望を出そうという段階ですので、やはり高齢者施策より少し遅れている気がしました。

(副委員長) それは厚生労働省から示されているので、内容に関してはまたご検討いただければと思います。

(飯田委員) ポピンズは全国展開もされているし、プロ集団なのかと思うのですが、ここに入る人に対して、認可保育園なのか認可ではなく待機児童解消のための事業なのかということが、非常に見えにくいと思います。ここへ入って、もし自分が希望するところが空いた場合は出ていかないといけないのですよね。そこに留まるという選択肢はないのですか。例えば、ここに半年いて慣れてしまっただけで、先生とも保護者とも関係ができていってしまっただけで出ていくのは子どもにはかわいそうだからここに留まるという選択肢はないのですか。

(委員長) それはさきほども言われていたように、ややこしく順番が変わったりとか、今度行きたいときに行けないとか、明確に説明しておかないと後でトラブルになるという話だったと思います。

(安里委員) 希望次第によっては、後で申し込んだ人が先に入ってしまうとずっと待機でいるということは今もあるのではないのでしょうか。

(事務局) 指数で入所案内を行っていますので、後の方の指数が高ければ先に入る場合も

あります。ここのところは年限を設けていますので、3歳になったら自動的に他の保育所に移っていただかなければいけませんので、ずっと居られるわけではないです。

(飯田委員) 3歳になって移らないといけないとなった時に、この人たちはまだ待機の状態なので、認可に入っていないと3歳以降の保育というものは保障されないわけですよ。そうしたらそこで出ていかないと3歳の時点で不利益を被ることになるよということは伝えておかないといけないということですね。

(事務局) こちらとしては、3歳に上がる場合はどちらかへご案内できる形に整備していきたいと考えております。

(飯田委員) ただ、その場合は希望のところに行けない可能性もあるから、2歳途中でも希望のところ为空いたのであれば優先的に出ていった方が将来を考えた時に、自宅から近いとか、就学の時に同じ友達が多いような保育園に行ける可能性が高いということになりますよね。

(安里委員) それは今でもそうですよね。私の場合は新浜が第一希望でしたが、いっばいだと言われ大東保育所に上の子を入れていただきました。下の子は第一希望で大東保育所にしました。

(副委員長) 自然にいけた場合はラッキーですが、多分それに類した様々な問題が起こるだろうと思うので、やはり相談機関のようなものが必要なのかと思います。指数で順番にというのはスマートにいくと思いますが、そこへ感情が絡むので、指数での順番だと理解はするけれど、なぜ自分だけそうなるのだろうというクレームが出たり、理屈は通っているのだけど感情的に納得いかないということが起こりうる可能性がありますので、そのあたりの対応を少し考えた方がよいのではないかと思います。

(委員長) 待機児童がいる限りは今も苦情は出ると思います。ただ、貴重なご意見を皆さんにいただいたので、それをどう反映させていただけるかということだと思えます。グループ型家庭的保育事業そのものが国としても新しいことですし、芦屋市としても初めてのことなので、市民にきちんと説明できるように、ここにいる人は共通理解ができたとしても、窓口の方や担当課長にきちんと伝えていかないと、この会議で言っていたことが結果として反映されないと思います。ポピンズにもちゃんと説明がいきますし、利用される方にも説明がいきます。役所の方も共通理解ができるように、リーフレットやQ&Aのような共通した説明ができるようなものを作成してほしいと思います。ここだけでなく今後増えていく可能性があると思うので、ぜひそのあたりをお願いしたいと思います。ポピンズは、乳児に関しては産後直後からかなりされており、自分のところの研修もかなりされているところですし、規格のようなものをすでに会社として取っていらっしゃいますので、第三者評価を受けても通るところだと思えますが、市の委託事業として公金を出しているわけですから、その公金により事業が適切に行われているかどうかということはチェックできる部分だと思います。そういったチェックの仕方を今決めておく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

議題1はいろいろなご意見が出たと思いますが、議題2の方に移りたいと思います。精道圏域のグループ型家庭的保育事業ということで、よろしく願いしたいと思います。こちらの方は先ほどの話では募集して誰もいなかったという話なのですが、ご説明を事務局よろしく願いいたします。

### 【精道圏域のグループ型家庭的保育事業について説明】

(委員長) ありがとうございます。何か質問はありますか。資料2が待機児童の数字を表しているものでしょうか。資料2, 資料3についても説明いただけますか。

### 【事務局による資料説明】

(委員長) 精道圏域の0歳, 1歳の待機児童がいかに多いかということが資料からわかるかと思います。何かご質問はありませんか。

(末谷委員) まずグループ型家庭的保育の山手圏域に一つできるのですが, そこは精道圏域の人も入れるのでしょうか。

(事務局) 入所は可能です。

(末谷委員) 精道圏域の再募集をされるということですが, 今後26年度以降に山手圏域, 精道圏域でグループ型家庭的保育事業の募集はされるのでしょうか。

(事務局) グループ型家庭的保育事業というものが, 制度上25年度までということで, それ以降については形を変えて小規模保育事業という制度に変わると聞いております。今現在, ずっと運営している分についてはそのまま引き継ぐのですが, 新たに募集する場合は形を変えて募集するか, 保育需要を見ながらそのあたりは検討することになると思います。

(末谷委員) 以前に資料をいただいていると思うのですが, 新設されるこぼと保育園の定員を教えてください。

(事務局) 定員は合計で71名で, 0歳が6名, 1歳2歳が7名ずつ, 3~5歳が17名です。

(末谷委員) これは何町になるのですか。

(事務局) 若宮町です。

(委員長) 手を挙げてもらえなかったらどうするのですか。

(津村委員) 基本的に前回募集は短期間で行いましたので, 一定期間の中で物件を見つけることがなかなか難しいということがあり, そこでやるのが全然できませんということではありませんでした。もう一つは, 逆に現在, 民間保育所をしている社会福祉法人で, 「実際進んでこれをやる気はないが市がお困りであれば協力する」とおっしゃって頂いている法人もおられます。お願いをするというつもりではありませんが, やっていただけるということであればご案内をするつもりです。

(副委員長) 芦屋市以外の法人に募集はかけていないようですが, 芦屋市内に限られているには何か根拠があるのでしょうか。

(津村委員) 我々が法人の状態をわかりえるところからまず選びたいということがありました。確かにおっしゃるように, 全国的にするといろいろなところから出てくる可能性があると思います。

(副委員長) それがよくという意味で申し上げたのではなくて, 例えば近畿各県くらいに広げられると, ここではされていないけれど, 他市でされていて, それを活かしてここでやりましょうというところはあるだろうと思います。

(津村委員) 回避策としてその部分を広げざるを得ないという時があるかもわかりません。

(副委員長) かなりそういった部分でノウハウを持たれているところもあると思います。

(委員長) 他にご質問はないでしょうか。どうしてもここでグループ型家庭的保育をやらなければならないということですね。

(津村委員) 先ほどのお話にもありましたが, 3歳以降の受け皿を準備しながら1歳の受け



皿も準備しなければいけないわけです。整備上で言うと、例えば21%の保育需要率であれば、仮に各年齢児が1,000人いるとすれば0歳から5歳まで各年齢では210人となります。各年齢児の定員をその数に合わせて全部整備できていけばほぼクリアになるわけです。しかし、そうすると0歳、1歳というのは育児休業明けで、その時期が11月か12月になれば、その一部が4月からずっとそれまで空いた状態になります。事業者としては、運営費が入らないといった経営上の問題や職員の確保の問題があります。また、1歳だけのためにつくったら、来年には2歳になるわけですからその受け皿をどうするか。確かに他は充足していますが、そこに加えて年齢が上がる時に受け入れられるのかという問題があります。持ち上がりをしていきますので、0歳、1歳だけをピンポイントでやるというのが非常に難しいので、今回のような対応をせざるをえなかったのです。

(委員長) 受ける事業者もよっぽどしっかりしていないとすぐに赤字になってしまい大変だと思います。

(津村委員) つぶれると預け先が無くなり子どもたちが路頭に迷いますので、これは我々としては避けたい。先ほどの第三者評価を株式会社に行くことの制度化を国へお願いしたいということがありました。今回税理士の先生も入っていただいて、現在の経営状態、経営能力があるかどうかを見ていただきました。これは問わなくてはならないと思います。しかしながら、いつ、何があるかわからないので、そこはいろいろな仕組みが必要です。

(委員長) だからこそ公金の使途をちゃんとチェックする必要があると思います。

(津村委員) 第三者評価までいかないまでも、なんらかの形は必要だろうと思います。

(安里委員) 先程からおっしゃっていたことかもしれないですが、1、2歳でここへ入り、2歳が終わって3歳になったら出なければならない。ただ3歳になった時にここに入っている人がまた待機に戻ってはいけませんよ、ということをおっしゃっていたということがようやくわかりました。だけど、それはないつもりになっているのですよね。

(事務局) そこは整備をしていきます。

(安里委員) すごく大変なことですよ。3歳児がまたすごいことになる。

(委員長) それは西宮も言われていて、3歳児が今度待機になりつつあると。

(安里委員) 結局その子たちが優先的になってしまうということですね。

(事務局) 今現在も0、1、2歳の保育所がございますので、3歳からの場合は、第3希望まで聞いていますが、どこかの園に集中した場合は第3希望までで入所していただいております。

(安里委員) 保護者間では、とりあえず3月末までに空いている0歳児のところに入らなければならないという話になっています。4月に転所希望を出せるので、とりあえず1、2か月でも入っていると、絶対次の年に確実なので遠くても1か月なら我慢できるからとりあえず入っています。山の手は0歳児が空いているので、とりあえず入っておかなければいけないと言っています。そういったことが今回も起こってくると思います。

(副委員長) このことをすごく本当は心配していました。そういった駆け引きが起こってくると思います。

(安里委員) 皆も心配してくれて、とりあえず1か月でも入った方がよいと言って、パンフレットをたくさんもらいました。

(委員長) 情報力のあるお母さんは必死ですよ。そういった情報を持っていない人はただ順番を待っている、後で何でということが起こってきたりするのです。

(安里委員) そうなってくると不平等的な何とも言えない感じがします。

(副委員長) 問題が起きた際の検討委員会を別途持たれるか何かされた方がよいのではないかと思います。今整備していなかったら、始まってからでは行政も困られるのではないのでしょうか。

(津村委員) 基本的に本市としては、入所待ちを踏まえた解決策を早期にやりたいと思っています。国基準の待機児童がなくなりましたというのではなく、希望されている方たちの枠については本当に早期にやりたいと思っています。今回のグループ型を28年3月までとしたのは、3歳の受け入れ枠をどのように整備するかという問題がありまして、本当は新制度に移行する27年3月までとしたかったのですが、そうするとあと1年数カ月でそれだけの受け皿を作らなければいけないということになります。市が場所を提供してそこに作ってくださいと言えるのであれば可能かもしれませんが、財源を捻出するために、現在本市では市所有の土地を売却しているので、そういった提供できる土地もありません。市内を見渡してもなかなか保育所を建てられるほどの敷地を確保することも難しい。加えて、昔ほどではないにしても、芦屋は非常に土地が高いです。これを法人が確保するという事は、莫大な借財を作ることになります。それを短期間、この1年の間に整備を図るといことは難しい。しかしながら、もう1年加えることによって、様々な手法をとりたいというものがこちらとしてはあります。目標としているのは、まず4月1日に待機児童をゼロにしたい。円滑化をゼロにしたいということがあります。それ以後に発生するであろう待機は円滑化で解決できるというくらいまで整備を図り、先ほどあった年齢のいびつをなんとか解消したい。それとともに、新しい制度の中で枠を作りたい。一番我々がやりたいことは、住んでおられる近く、一つの圏域の中で充足できるようにしたい。ただ多分順番があると思うのです。今おっしゃるように損得、このときにはこうだったので、という意見が出てくることはあると思います。ただそういった方向へシフトしようとしているということはお理解をいただきたいです。

(委員長) よろしいでしょうか。そうしましたら、議題2に関しまして精道圏域のグループ型家庭的保育事業の募集を引き継いで行うということをお願いしたいと思います。そうしましたら、先生何かございますか。

(副委員長) 実際には子ども子育てにかかる施策は、それぞれの市町村の独自のやり方というものを優先していると思います。そういった意味では、今日意見の出た第三者評価やその後の指導のことにしても、国の基準が出ることを待たれるのが一番説得力があるのでよいに決まっているのですが、それだけでなく、芦屋独自のシステムのあり様を検討していただけたらいいのではないかと思います。

(委員長) 子どもにやさしいまち、子育てにやさしいまち、幼児教育を重点的にやっているまちといったまちづくりも含めたことを各市町村におろしていくということが施策の根幹です。国の基準や今あるよい制度を含めてどうしていくかは子ども・子育て会議等で議論していただけたらいいなと思います。今までやってきたことも活かしつつ、どうしていくかということをお考えいただけたらと思います。それでは、連絡事項の方を事務局からお願いします。

#### 【事務局からその他連絡事項】

(委員長) ありがとうございました。今日は審議というよりも報告が主だったので、予定よりも少し早く終わりました、これをもちまして第4回芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

<閉会>